

議 事 録

令和2年8月7日

開催場所	本庁 4階 406会議室	13:30～15:00
会議名	第1回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	吉岡康 森下光 吉岡輝 玉岡 西山 前田 高田 藤室 木下 山口 森中 福森	
	奥沢 金谷 坂本 北川 垣内	
	(計17名)	
欠席者	西田 大田 福地 山本 宮本 森下清 森本 中井	[コロナ感染対策として最小限の出席としたため]
事務局	小林 福山 今出 小林 中森	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第1回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。本日は、議案の案件説明のためご出席いただく委員の数が半数を超えますので、それ以外の委員については出席いたっておりません。現在、出席委員は総数24名中、16名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。3番の前田委員さん、4番の高田委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、今後とも農地利用最適化推進委員長の吉岡委員長にも出席をいただくことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数8件、筆数は田のみの13筆、面積は合計18,285㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
事務局	無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田7筆、畑9筆の合計16筆、面積は田7,857㎡、畑3,675㎡の合計11,532㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。ご発言が無いようですので報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、並びに報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書第1号No.1～7について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 依那古地区、所在地は才良の畑1筆、面積は1,980㎡、比自岐地区、所在地は岡波の田6筆、畑8筆、面積は合計12,424㎡、併せて15筆の合計面積は14,404㎡です。譲渡人は岡波の〇〇〇〇さん、譲受人は岡波の〇〇〇〇さんで、親子間での生前贈与です。同一世帯内での贈与となるので、耕作面積は変更なしの144aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が15年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕耘機を各1台所有されており、今後も今までどおり耕作されます。申請地は全て自宅から車で5分以内と近隣であることから、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	<p>No.2 比自岐地区、所在地は岡波の田3筆、面積は合計8,758㎡、神戸地区、所在地は下神戸の田1筆、面積は2,960㎡、併せて4筆の合計面積は11,718㎡です。譲渡人は大阪府富田林市の〇〇〇〇さん、譲受人は下神戸の〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は4,646aで許可後は4,763aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。譲受人である〇〇〇〇は、収入の8割以上が農業関連収入であり、かつ議決権を持つ構成員全てが農業従事者であり、年間200日以上の農業従事日数があることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。農機具はトラクター、コンバインを各3台、田植え機を2台所有されており、以前から申請地を管理し水稻などを耕作されています。申請地は会社拠点から車で2kmありますが、申請地周辺のいくつかの農地も〇〇〇〇が耕作しているため、取得後も効率よく活用できると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.3 神戸地区、所在地は下神戸の田2筆、面積は合計1,054㎡、譲渡人は下神戸の〇〇〇〇さん、譲受人は川上の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は200aで許可後は210aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が45年、妻が8年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有されており、以前から申請地を管理し水稻を耕作されています。申請地は自宅から約5km以内で、車で9分と近隣であり、隣接地が自己所有農地であり一体で耕作されているため、取得後も効率よく活用できると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.4 神戸地区、所在地は上神戸の田1筆、面積は4.26㎡、譲渡人は堺市北区の〇〇〇〇さん、譲受人は上神戸の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は176aで許可後も176aですが、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が35年、妻が30年、子が5年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機、耕耘機を各1台所有されており、以前から所有農地と一体利用で申請地を管理し野菜を耕作されています。申請地は自宅のすぐ南側にあり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.5 諏訪地区、所在地は諏訪の畑1筆、面積は155㎡、譲渡人は大阪市西区の〇〇〇〇さん、譲受人は諏訪の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は24a、取得後は25aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年、妻が30年で常時従事されています。農機具は耕うん機を1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地は譲受人宅の隣接地で、現在も譲受人が管理されているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.6 柘植地区、所在地は柘植町の田3筆、面積は合計249.91㎡、譲渡人は東京都足立区の〇〇〇〇さん、譲受人は柘植町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は34a、取得後は37aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が15年、夫が15年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、耕うん機を各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から車で5分のところで利便性もよく、また隣接する農地も含めて現在も譲受人が管理されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.7 壬生野地区、所在地は川東の田1筆、面積は799㎡、譲渡人は川東の〇〇〇〇さん、譲受人は川東の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は243aで取得後は251aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年、妻30年、父40年、母が40年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機、耕うん機を各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から50mと近隣で利便性もよく、現在も譲受人が管理されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して依那古地区担当委員、比自岐・神戸地区担当委員、諏訪地区担当委員、柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

藤室委員 木下委員	No.1について説明いたします。7月28日に事務局と現地確認を行いました。親子間の生前贈与であり、問題はございません。
木下委員	No.2については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。No.2については、これまで〇〇〇〇が耕作を行ってきた土地を取得するものです。
木下委員	No.3については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。譲受人の〇〇〇〇さんが以前から隣接する田を管理していましたが、その隣の田を〇〇〇〇さんに所有権移転するものです。
木下委員	No.4については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。取得する農地の隣に新しい道路ができ、残っている小さい田を〇〇〇〇さんに所有権移転するものです。
前田委員	No.5については、7月30日に事務局と現地確認を行いました。譲受人の自宅の西隣の畑の取得であり問題はございません。
福森委員	No.6については、7月27日に事務局と現地確認を行いました。現在も水稻が植えられており、問題はございません。
金谷委員	No.7については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。譲受人が〇〇〇〇さんの自宅前で、〇〇〇〇さんが管理もされており特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～7ついて、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～7は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.8～11を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.8 府中地区、所在地は西条の田1筆 面積は1,430㎡、譲渡人は大阪市鶴見区の〇〇〇〇さん、譲受人は西条の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は31aで取得後は46aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、50年で、本人と妻が常時従事されており、農機具は耕耘機を1台所有されており、一部作業を委託していますが年間を通じて農地の管理を行っており、許可後は水稻を作付けする予定です。近隣の農地も管理していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 玉滝地区、所在地は槇山の田4筆、面積は合計4,305㎡、譲渡人は兵庫県尼崎市の〇〇〇〇さん、譲受人は槇山の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,944aで取得後は2,987aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、30年で、本人と父等が常時従事されており、農機具は田植機、コンバインを各2台、トラクターを4台所有されており、許可後は水稻及び畑作物等を作付けする予定です。近隣の農地も管理していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.10 久米地区、所在地は守田町の田11筆、面積は合わせて4,289㎡、譲渡人は名古屋 市北区の〇〇〇〇さん、譲受人は上野車坂町の〇〇〇〇さんです。譲受人の伊賀市で の耕作面積がなかったため、8月3日に新規営農面談を行いました。申請人は熊本県出 身の日系ブラジル二世で永住権を取得し伊賀市に23年居住しています。申請人が終 棲家として農地付きの住居を、長年住み慣れた伊賀市内で探していたところ、本申請地 付きの居宅を見つけ申請に至ったものです。現在は、姉の夫が経営する会社に勤務して いますが定年も近く、退職後は農業に専念したいということです。姉の夫の農業を手伝う など経営の経験はありませんが、田植えや草刈りなどの農業経験はあり、同居する子もト ラクター、田植え機、コンバインの運転経験も有り、周辺地域との調和も理解しておりブラ ジルの実家が農家であったことで農業に携わりたいと意欲的であり、適正に営農されると 判断され承認を受けました。耕作面積は43aとなり、伊賀市の下限面積について問題あり ません。申請人が所有している農機具はありませんが、当面は代理人が所有するトラク ター、田植機、コンバイン、姉の夫の所有する農機具を借りる予定です。申請地は全て購 入予定の居宅の周辺にあり、通作について問題なく、引き続き効率よく活用できると判断 します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の田1筆、面積は1,143㎡、譲渡人は伊勢市の〇〇 〇〇さん、譲受人は島ヶ原の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は29aで取得後の耕 作面積は40aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年で常 時従事しております。農機具は必要な時に全てリースされています。遠方に居住する親族 が、申請地の管理ができなくなり、申請地周辺に居住する受人に売買し所有権移転する もので、通作について問題なく、申請地もこれまで荒れていたが今回の取得により農地に 回復され、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人は おりません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員、玉滝地区担当委員、久米地区担当委員、 島ヶ原地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
高田委員	No.8については、7月27日に事務局と現地確認を行いました。特に、問題はございませ ん。
吉岡委員	No.9については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は槇山地区で7割の 農地を請け負っており、以前から借りていた土地を購入することとなりました。取得する土 地は水稻、ネギ及びシイタケを作付けする予定です。
玉岡委員	No.10については、7月29日に事務局と現地確認を行いました。過去に地元の人が耕作し ていた土地ですが、現在は雑草が生えている状態です。新規就農ということで地元の認 定農業者とも協力するよう依頼しており、意欲もあることから特に問題はございません。
坂本委員	No.11については、7月29日に事務局と現地確認を行いました。特に、問題はございませ ん。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。ご意見が無いよう ですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.8～11について、一括して採決 することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.8～11について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.8～11は原案のとおり許可することに決定しました。続 きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案 第2号No.1について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 花垣地区、所在地は予野の田1筆、畑1筆、面積は合計602㎡、転用しようとする地目は山林です。申請人は予野の〇〇〇〇さんです。施設の概要は桜の木を植林し山林として利用するものです。申請地は花垣小学校から南東に約500mに位置し、西に隣接する一団の農地は、水稻に適した土性であるが、申請地においては、主に畑作物に適しており、別の農地集団と判断し、一団の農地として取り扱わない。また、基盤整備はなされていない狭小な農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で第2種農地と判断します。取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。植林計画は、許可日から令和2年10月20日までに整地を行い桜の木を植栽する計画です。地元地区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、花垣地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
森中委員	No.1については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。現在は休耕地であり、周囲には桜が植栽されていることから特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～7について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 比自岐地区、所在地は比自岐の畑2筆、面積は合計518㎡、転用しようとする地目は雑種地です。所有者は大阪市西区の〇〇〇〇さん、地上権者は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで、20年間の地上権設定がされます。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、比自岐集落センターから南約100mに位置しており、周囲を宅地等に囲まれた基盤整備のされていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地で、以前から休耕地となっており、今後も管理が難しいことから、太陽光発電事業を行っている事業者が土地を管理してもらうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に進むものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを264枚設置し、設置面積は432.11㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和2年12月31日までとなっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。

事務局	<p>No.2 猪田地区、所在地は山出の田1筆、面積は661㎡、転用しようとする地目は雑種地です。所有者は菖蒲池の〇〇〇〇さん、地上権者は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで、20年間の地上権設定がされます。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、特別養護老人ホームさわやか園から南約500mに位置しており、国道368号線沿いにある菖蒲池地区との境界にある基盤整備のされていない小規模農地集団の一角であることから、第2種農地と判断します。当該農地は、所有農地のうち、この農地のみ離れた場所にあることから耕作活動が難しく、以前から休耕地となっておりました。今後も管理が困難であり、生産性も低い農地であることから、太陽光発電事業を行っている事業者が土地を管理してもらうとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断しております。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを248枚設置し、設置面積は411.68㎡となります。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可後から6ヶ月となっております。地元地区及び周辺土地所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.3 新居地区、所在地は東高倉の畑1筆、面積は532㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は京都府木津川市の〇〇〇〇さん、譲受人は緑ヶ丘南町の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、住宅、駐車場及び進入路です。申請地は、伊賀鉄道新居駅から北西に約350mに位置し、山林、宅地、雑種地に囲まれた狭小な農地であるため、第2種農地と判断します。申請地に隣接する宅地の所有者である譲受人が昭和60年頃から駐車場及び進入路として利用しているうえ、譲受人宅の離れが今回の申請地に一部入っていることから願末書をつけての申請となっております。また譲受人の母屋への進入路はここしかなく、他に代替地がないことから、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。取水、汚水排水は無く、雨水も現在と同様に自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.4 新居地区、所在地は東高倉の畑4筆、面積は合計1281㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は東高倉の〇〇〇〇さん他2名、譲受人は依那具の合同会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀鉄道新居駅から北西へ約600mに位置し、宅地と山林に囲まれた基盤整備されていない小規模集団に属する農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は過去に茶畑として利用されていましたが、数年前から遊休農地になっており、当該農地を太陽光発電施設として管理をすることで、活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており転用は確実に実行されるものと判断しております。工事期間は、許可日から令和2年12月30日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで周囲はフェンスを設置します。太陽光パネルは216枚設置し、設置面積は434.59㎡、設備の保守メンテナンススペースを除いたパネル設置割合は40%を超えております。取水は無く排水は雨水のみで、現在と同様に自然浸透の計画です。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>

事務局	<p>No.5 新居地区、所在地は東高倉の畑1筆、面積は694㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は奈良県山辺郡山添村の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府守口市の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀鉄道新居駅から北西へ約600mに位置し、宅地と山林に囲まれた基盤整備されていない小規模集団に属する農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は先ほどのNo.4の隣地で、No.4と同様に数年前から遊休農地になっており、当該農地を太陽光発電施設として管理をすることで活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており転用は確実に行われるものと判断しております。工事期間は、許可日から令和2年12月30日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで周囲はフェンスを設置します。太陽光パネルは92枚設置し、設置面積は185.1㎡、設備の保守メンテナンススペースを除いたパネル設置割合は40%を超えております。取水はなく排水は雨水のみで、現在と同様に自然浸透の計画です。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.6 新居地区、所在地は西高倉の田3筆、面積は合計1,250㎡、転用しようとする地目は雑種地です。地上権設定者は西高倉の〇〇〇〇さん、地上権者は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は上野北小学校から南へ約300mに位置し、北、東は宅地、南、西は橋梁がほとんどない河川で分断された10ha未満の小規模集団に属する基盤整備のなされていない農地であることから、第2種農地と判断します。譲渡人の高齢化により耕作放棄地となっている農地を太陽光発電施設として有効活用していくということで、この農地を転用することはやむを得ないものと判断します。また電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており転用は確実に行われるものと判断しております。工事期間は、許可日から6ヶ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで周囲はフェンスを設置します。太陽光パネルは180枚設置し、設置面積は354.6㎡です。申請地西側と南側には住宅があり建物の影になるうえ、反射熱による住宅への悪影響を避ける必要があるため部分的に太陽光パネルの設置を控え、管理用地として維持管理を行います。設備のメンテナンススペース及び管理用地を除いた太陽光パネル設置割合は40%を超えております。取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.7 三田地区、所在地は大谷の田6筆、面積は合計3,821㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は東大阪市の〇〇〇〇さん他2名、譲受人は奈良市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は三訪小学校から東へ約800mに位置し、宅地、線路、河川に囲まれた基盤整備されていない10ha未満の小規模集団に属する農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は不整形な棚田になっていて耕作しがたいことから農地としての管理が難しく長期間休耕地になっており、当該農地を太陽光発電施設として管理をすることで、遊休農地を活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており転用は確実に行われるものと判断しております。工事期間は、許可日から令和2年11月末までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで周囲はフェンスを設置します。太陽光パネルは1044枚設置し、設置面積は2,025.7㎡でパネル設置割合は40%を超えております。取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透及び東側の既設水路へ放流の計画です。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、比自岐地区担当委員、猪田地区担当委員、新居・三田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

木下委員	No.1については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。譲渡人の父親が造園業を営んでいましたが、亡くなった後さら地になっており、近隣の所有者及び地元の自治協とも協議して進められていることから、特に問題はございません。
山口委員	No.2については、7月27日に事務局と現地確認を行いました。地元地区とも条件付きで協議を交わしており、地元としても承認していることから、特に問題はございません。
前田委員	No.3～7については、7月30日に事務局と現地確認を行いました。No.3について説明いたします。以前より駐車場及び進入路として利用していることからやむをえないと考えます。
前田委員	No.4～6について説明いたします。何れも現在休耕地であり、排水で周辺に被害が出た場合は設置者で対応することを確認しており、特に問題はございません。
前田委員	No.7について説明いたします。敷地の形状から降雨時は東側の水路に流れるが、周辺の農業者に説明をしており、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～7について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号No.8～12を議題とします。事務局より議案の説明を求めます。
事務局	No.8 西柘植地区、所在地は柏野の田1筆、面積は152㎡、転用しようとする地目は山林です。譲渡人は柏野の〇〇〇〇さん、譲受人は新堂の〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、杉の植林です。申請地は、JR新堂駅から西へ約1kmに位置し、周囲を山林に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は譲受人の鶏糞加工の工場に隣接した山林と雑種地に囲まれた農地で、鶏糞を加工する際に出る臭気の拡散を少しでも抑えるため杉を植林し防風林にしたいとのことで今回の転用はやむを得ないものと考えられます。工事計画について、土地造成は整地のみで、取水・汚水排水はなく、雨水は自然浸透です。工事期間は令和2年10月31日までとなっております。地元地区及び近隣土地所有者には事業計画を説明済みで同意も得られており、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.9 壬生野地区、所在地は川東の畑1筆、面積は421㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は川東の〇〇〇〇さん、譲受人は川東の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、資材置場及び進入路を整備するものです。申請地は、伊賀市立壬生野小学校から南東へ約500mに位置し、県道を挟んで西側に広がる一団の農地は、水稻に適した土性ですが、申請地を含む農地集団においては、主に畑作物に適しており、別の農地集団と考えられるため第2種農地と判断します。申請地は譲受人の自宅及び住宅設備事業の作業場に隣接しているため事業効率などから他に代替地もなく今回の転用はやむを得ないものと考えられます。工事計画について、土地造成は整地のみで、取水・汚水排水はなく、雨水は新設した水路から西側の既設雨水樹へ放流します。工事期間は令和2年12月30日までとなっております。地元地区及び隣接土地所有者には事業計画を説明済みで同意も得られており、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	<p>No.10 長田地区、所在地は長田の田1筆、合計193㎡です。譲渡人は長田の〇〇〇〇さん、譲受人は大阪府東大阪市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、車庫と進入路、駐車場として利用するものです。</p> <p>申請地は木根公民館から南へ150mに位置する農地で、南側に隣接する一団の農地は水稻に適した土性であるが、申請地を含む農地は主に畑作物に適しており別の農地と判断し一団の農地として扱わない。また、申請地を含む集団は10ha未満の小規模な農地の一団にあることから、いずれの農地区分にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断します。現在は既に倉庫及び駐車場として使用しており、顛末書を添付させての申請となります。</p> <p>申請箇所は取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ排水する計画です。地元地区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.11 長田地区、所在地は長田の畑1筆で1,624㎡です。所有者は長田の〇〇〇〇さん、地上権者は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。</p> <p>申請地は三軒家公民館から南東へ750mに位置する農地で、申請地は、周囲を宅地及び山林で囲まれており、10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であるため、いずれの農地区分の要件にも該当しないその他の農地で第2種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。工事期間は許可日から令和3年2月20日の計画です。</p> <p>工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置します。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを288枚設置し、設置面積は558.83㎡であり、メンテナンススペースの面積を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。</p>
事務局	<p>No.12 上野地区、所在地は緑ヶ丘南町の畑1筆、面積は194㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は緑ヶ丘南町の〇〇〇〇さん、譲受人は緑ヶ丘南町の〇〇〇〇さん、他3名です。施設の概要は、駐車場及び庭、簡易物置の設置です。申請地は、上野東小学校から南に200m位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地の東側は田に接していますが、周辺地域は宅地化の進むエリアで南北西の3方は住宅となっており家庭菜園として利用はしているが、農地として利用するには生産性が悪く、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成は西側道路敷地高で造成するのみで、取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流いたします。工事期間は許可日から令和2年10月30日までとなっております。地元地区、周辺土地所有者に事業の説明済みで同意も得られております。隣接農地所有者にも承諾済みで、自治会長からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員、長田地区担当委員、上野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
奥沢委員	<p>No.8については、7月29日に事務局と現地確認を行いました。養鶏を行っている〇〇〇〇株式会社からの申請で、防臭対策のための植林であり問題はございません。</p>
金谷委員	<p>No.9については、7月28日に事務局と現地確認を行いました。譲受人である〇〇〇〇さんの設備関係の資材置き場として利用することで確認。降雨時に雨水が道路に流れる恐れがあるが、敷地内に水路を設置する予定であり問題はございません。</p>

西山委員	No.10と11については、7月29日に事務局と現地確認を行いました。No.10について説明いたします。既に車庫等が建っている状態であり、顛末書付きの申請です。特に、問題はございません。
西山委員	No.11について説明いたします上野ニュータウンの近接地でずっと荒れていた土地を太陽光発電施設を設置されるということで、地元とも協議されており、問題はございません。
玉岡委員	No.12については、7月29日に事務局と現地確認を行いました。駐車場及び庭等を整備するというので特に問題はございません。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8～12について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.8～12について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.8～12は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定8件、再設定7件、所有権移転1件で、計画面積は合計44,097㎡です。 (説明)
事務局	(農地売買事業説明) 所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター、所有権を移転するものは猪田の〇〇〇〇さん、所有権を移転する土地は猪田地内の田1筆、1,458㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和2年9月11日を予定しています。 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	異議なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
森中委員	定期的に報告する農業委員会活動記録簿を電子ファイルで入力できるようメール等で配信いただきたい。どうしてもという話ではないので無理のない範囲で検討いただきたい。
事務局	検討します。
議長	続きまして、事務局から事務連絡はありますか。

事務局	<p>農業委員会から各種委員会の委員等に選任された状況を報告します。 伊賀市農業再生協議会、伊賀市農業振興地域整備促進協議会、伊賀市農業経営基盤強化促進協議会の委員に役員6名が、伊賀市人・農地プラン検討会議の委員に北出推進副委員長が、伊賀市都市計画審議会に川口氏が、伊賀市都市マスタープラン策定委員会の委員に福地委員が、伊賀市総合計画審議会委員に松山氏が選任されています。農業委員の任期と異なる委員もいらっしゃいますが、各委員会等で選任された期間でそれぞれ就任いただいている状況です。 また、新型コロナウイルス感染症対策として、総会の出席いただきます委員を調整したうえで開催させていただくことにつきましてご理解いただきますようお願いいたします。</p>
議長	説明が終わりました。ただ今の説明について、何か意見等はございますか。
議長	特にご意見が無いようですので、以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	次回の総会は、9月10日(木)13時半から伊賀市役所4階406会議室で開催いたします。以上をもちまして、伊賀市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 2年 月 日

会長

吉岡 康夫

Ⓜ

議事録署名者

前田 啓生

Ⓜ

議事録署名者

高田 満

Ⓜ